

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成29年7～9月分)

相談の受付件数

- 平成29年7～9月の受付件数は93件。
- ブロック別の内訳は東北22件、関東9件、中部3件、近畿41件、九州18件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(81件(元請27件、下請45件、専門工事業者1件など))。他には、技能労働者(1件)、発注者(2件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の7割以上を占めたが、相談件数は今年度4～6月期の146件から69件へと減少した。うち、現場入場に係る問合せが25件、法定福利費や標準見積書に係る問合せが20件寄せられた。また、建設業法全般(14件)や元下関係(4件)、新労務単価(1件)に関する問合せも寄せられた。

主な相談内容は具体的には次のとおり。

(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<社会保険加入対策に関する情報>

【社会保険加入対策全般について】

- ・ 加入すべき社会保険について教えていただきたい。(8月・建設業者)
- 各事業所の態様等に応じて加入すべき保険は異なるので、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲について整理したものを参考にしていきたい。
(適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)

- ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における作業員の「適切な保険」への加入状況はどのように確認すればよいのか。(7月・建設業者)
- 作業員名簿の様式に、各作業員の加入している保険の加入状況を記載する欄があるので、この作業員名簿を活用することにより確認していただきたい。

【作業員の現場入場について】

- ・ 社会保険に加入していない者が現場に入場できないとされる根拠は何なのか。(7月・建設業者)
- ・ 社会保険に加入していないと現場入場できないと指導されたが、どうなのか。(8月・下請建設業者)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている。ただし、本ガイドラインは、法令上加入義務のある保険への加入を求めており、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではない。

相談内容に関する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	14
	⑭ 元下関係	4
加社会保険対策	⑮ 社会保険加入対策	69
その他	⑯ その他	5

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成29年7~9月分)

主な相談内容その2

<社会保険加入対策に関する情報>

【作業員の現場入場について】

- 一人親方についても、雇用保険に加入していないと現場入場できないのか。(9月・下請建設業者)
- 個人事業主として請負で働く一人親方は雇用保険へ加入できないため、**ガイドライン上、現場入場の際して雇用保険への加入は求められていない**。なお、一人親方といっても、「労働者」に該当するか「事業者」に該当するかは、労働の実態によって判断される。形式上は請負であっても、実態が労働者である場合は、その会社の雇用保険に加入する必要がある。
(一人親方の判断事例集：<http://www.mlit.go.jp/common/001002165.pdf>)

【法定福利費について】

- 法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法を教えてもらいたい。(9月・建設業者)
- 国土交通省ホームページに**見積書の作成手順及び各専門工事業団体が作成した標準見積書を掲載**しているので、ご覧いただきたい。
(法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順：<http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>)
(標準見積書：
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)
- 事業主負担分の法定福利費を元請に請求できると聞いたが、保険料率を教えてください。(7月・建設業者)
- 各法定保険料率については、都度改定されることから、**雇用保険は厚生労働省、健康保険・厚生年金保険は協会けんぽのホームページでそれぞれご確認ください**。

<建設業法全般に関する情報>

- 一人親方については、請負代金に上限はあるのか。(8月・下請建設業者)
- 建設業許可を取得していない一人親方であれば、建築一式以外の工事については500万円未満、建築一式工事については1,500万円未満または延べ面積が150㎡未満の木造住宅が上限となる。
- 専任の監理技術者を週に1回程度休ませたいが、専任義務違反とはならないか。(8月・元請建設業者)
- 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事しているのであれば、発注者の了解を得た上で、適正な施工ができる体制を確保していれば特段の問題はない。
- 請負代金が2,000万円の工事の主任技術者と5,000万円の工事の監理技術者に同一の者を配置しても差し支えないか。(7月・建設業者)
- 監理技術者を専任で配置する必要がある場合には、当該技術者は他の現場に配置できない。

相談内容に関する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	1 4
	⑭ 元下関係	4
加 社 入 会 対 保 策 険	⑮ 社会保険加入対策	6 9
そ の 他	⑯ その他	5

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)